

令和 5 年 2 月 会 議
第 32 回 綾瀬市農業委員会総會議事録

(閲 覧 用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和5年2月24日(金)

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号 1番 森山謙治	議席番号 9番 鈴木洋一
議席番号 2番 比留川スミ江	議席番号 10番 栗原良晴
議席番号 3番 笠間保一	議席番号 11番 橘川利一
議席番号 4番 細谷則子	議席番号 12番 加藤栄三
議席番号 5番 見上智	議席番号 13番 新倉賢一
議席番号 6番 多田平雄	議席番号 14番 古塩貞夫
議席番号 8番 比留川晴雄	

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄	第3地区担当 志澤輝彦
第2地区担当 内藤昭宏	

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請事案
議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請事案
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第7号 農用地利用集積計画決定事案
報告第1号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会會議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会會議規則による

事務局職員出席者

事務局長	浦、山 豊
次長	青山 清
主事	鈴木 孝治
主事補	小林 優

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。（会長挨拶）

ただ今より第32回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、13名、推進委員は3名、全員でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合せによりまして私から指名をいたします。本日は、6番 多田委員、8番 比留川晴雄委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹）（諸般の状況報告及び今後の予定報告）

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。法第3条許可申請1件 892 平方メートル、法第4条許可申請1件 467.51 平方メートル、法第5条許可申請3件 1,827 平方メートル、農用地利用集積計画決定10件 11,945 平方メートル、法第3条届出3件 5,750 平方メートル、法第4条届出2件 4,240 平方メートル、法第5条届出1件 311 平方メートル、農地改良届出1件 991 平方メートル、合計22件 26,423.51 平方メートルでございます。

なお、右側の欄に先月までの案件累計を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、農地法第3条の規定による許可申請事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。

それでは、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請事案、整理番号1番についてを議題といたしますが、本件につきましては、■番 ■委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（■番 ■委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、■番 ■委員が退席されました。現在の委員数は12名、推進委員3名です。それでは事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請事案、整理番号 1 番でございます。申請地は [REDACTED] 、地目畠、地積合計 892 平方メートルでございます。

申請理由は農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転です。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地です。場所につきましては、5 ページの案内図をご参照願います。

譲受人は、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 8,445 平方メートルは、全て自作の畠で耕作し農業経営を行っており、本市の下限面積である 20 アールを超えます。また、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及び夫、子及びその妻の計 4 名、従事日数は 250 日です。

従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君） 報告させていただきます。本件につきまして、2 月 11 日に、3 班、比留川委員、鈴木委員そして私の 3 人、最適化推進委員の内藤委員、事務局 3 名の方、合わせて 7 人で、現地調査を行っております。本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地の調査を行っております。それでは、本件の状況でございます。申請地は耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。

3 班としましては、許可妥当と判断いたします。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。1 番 森山委員

○1 番（森山 謙治君） 本件につきまして、地元委員として発言いたします。

2 月 13 日、譲受人である [REDACTED] さんの御主人 [REDACTED] 氏と面会し、当該農地を購入に至った経緯や、農機具の保有状況、労働力状況について聞き取りを行いました。[REDACTED] さん御夫妻は、長年農業に従事しており、現在は自宅周辺の畠で野菜を栽培しておりますが、害獣の被害や、連作障害になって悩まされており、新たな畠を探していたところ、今回の物件を紹介され、購入に至ったとのことです。農機具の保有状況は、トラクター等を所有しており、今回の対象地も [REDACTED] さんの自宅から離れておりますが、軽トラやトラクターを所有してお

り、耕作に問題はないと思われます。14日に私も現地を確認いたしました。今、第3班の代表から報告がありました通り、きれいに耕運されておりました。御承知のとおり、[] 氏は農業委員として、熱心に活動されており、息子さんもおられることから、今後の農業経営についても安定していると思われます。今回の許可申請事案につきまして、地元委員としては、申請者の経営状況、労働力、農機具の保有状況、営農維持等を確認出来ましたので、許可妥当と思います。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全であります。よって、本件は申請とおり許可されました。

[] 番 [] 委員 入室、着席

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、[] 番 [] 委員が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は[]、地目番、地積1,826平方メートルのうち467.51平方メートルでございます。場所につきましては、7ページをご参照願います。転用目的は農家住宅、転用理由は、農家住宅として利用するためとのことでございます。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料1の3ページに申請図面等でお示してございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。概要といたしましては、所有する自己所有地が他に無く、住宅を建設することで農地を管理しやすいため、農地の一部を住宅として転用するとのことでございます。近隣への防除対策といたしましては、北側及び西側につきましては隣地の住宅には既存の塀が設置されております。また、南側につきましては、隣地の住宅との境にコンクリートブロックが2段積みとなっております。東

側につきましては既存のコンクリートパネルを使用するとともに、新たにコンクリートブロックを1段新設し、土砂と雨水の流入を防止するとのことでございます。工期は資料1の4ページのとおり許可後から10月30日まででございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）申請地でございますが、下草が残っておりましたが、農地として一定の管理はされているものと認められました。当該地は、事務局から説明がありましたように、農地としての基準としての管理に問題がないということですし、第3種農地で転用可能ですので、3班としては、転用は許可妥当だと判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めております。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請がありました、[REDACTED]、地積1,826平方メートルの内467.51平方メートルの農地転用に係る農地法第4条の規定による許可申請について、審議をいたしますところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]君）[REDACTED]さんの代理人を務めています[REDACTED]と言います。よろしくお願いします。

1番、転用を行う理由と、その地域を選定した理由について、[REDACTED]さんはここしか建てる場所がなかったので、ここを選ばしていただきました。

2番、土地利用計画及び施設概要について、一応自宅等、納屋、ガレージですね、そこに農機具とか、貯蔵庫として利用する予定です。

3番、転用計画と周辺への防除対策等について、こちらはですね、一応北側西側隣接住宅に、既設の昔からある万年塀で、南側は新設された住宅のコンクリートブロック2段積みになっております。東側は、■さんの所有地で、畑として利用するもので、一応区画を分けるために、コンクリートパネル及びコンクリートブロックで、新設させていただきます。

4番、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、こちらは許可をいただければ、一応、4月頃から、10月末を目標として、建築するつもりでおります。

工事期間中の安全対策につきましては、隣接が住宅で従前開発をされた住宅地なもので、出入りについては、十分注意をして、工事をやりたいと思います。お休みのときは、当然、工事を中止して行う予定でございます。

5番、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、自分の所有する畑以外は全て住宅地になっておるもので、そんな状況になるので、説明状況としましては、畑の部分を、自分で耕作するようにということで、当然先ほど言いましたけど、隣接の方には迷惑の掛からないようにしたいと思っています。

6番、施設の管理計画について、一応自宅として利用するので、当然自分の畑にはですね、住宅に何か自分で被害を及ぼすようなことは当然ないように心がけて、耕作する予定であります。以上簡単ですが、このような形でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）理由書の2ページのところに、2番と3番に、別紙理由書の通りと書いてあるんですけども。別紙というのはどこにあるんですか。これに付いてないです。

○参考人（■君）そちらのほうに、添付されていませんか。添付したはずなんですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（小林主事補）申請人から、理由書の提出はあったんですが、過去のところの経過を見ると、理由書は添付しないということで、参考資料になっておりましたので、今回のお配りしております資料1に関しては、理由書のほうは添付してございません。

○3番（笠間 保一君）それだったらこういうふうに書かないほうがいい。別紙理由書って書いてあって、別紙がないのはちょっとおかしいな。

○事務局（青山次長）今、委員のほうから御指摘のありました内容につきまして、今後、付けない書類については、なしというような形で対処します。すいません申し訳ございませんでした。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対する質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 見上委員

○5番（見上 智君）それでは地域の担当委員として発言をさせていただきます。

本件整理番号1番の案件につきましては、現地の状況につきましては第3班、栗原委員御説明のとおりでございます。多少下草が生えているとのことですが私も確認をして、ただ定期的に申請人が、草刈りに作業しに来られている状況で、私もお話を伺ったところ、また申請とも話をさせていただきまして、もともとこの土地に住んでおられまして、先代が亡くなられ相続の関係で、市外に転出されておりますけれども、農地は残っております。農地を今後維持していきたいという趣旨のお話をいただきました。そのために、今回の申請に至ったという経緯を伺っております。先代が生きて居た頃は、一定量の野菜それからキウイルーツなど、作物作っておられたことも私も存じておりますので、数少ない農地でございますので、そういう提示のある方が、今後引き続き農地を守っていくことは必要であるかと思います。

担当委員といたしましては、申請のとおり可決妥当と判断しております。委員の皆さんのご審議よろしくお願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請事案整理番号1番についてを議題といたしますが、この案件につきましては、整理番号2番及び3番と土地利用計画に関連がありますので、一括審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか

(「異議なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書8ページから13ページをご覧ください。併せて、別冊資料をご覧いただきたいと存じます。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番、2番、3番でございます。

今回の申請につきましては、譲受人が土地利用計画に関連があるため、一括して審議を図るものであります。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

申請地は [REDACTED]、地目番、地積合計1,827平方メートルでございます。転用目的は駐車場、転用理由といたしまして、新棟を新設することに伴う新たな駐車場確保のためでございます。権利の種類につきましては、賃貸借の設定です。場所につきましては、9ページ、11ページ、13ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料2から4に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は資料2から4の7ページのとおり許可後80日間でございます。

近隣への防除対策といたしましては、資料2から4の4ページのとおり隣地及び道路の境界内にコンクリートブロックを2段から6段設置し仕切りを行い、雨水は場内浸透処理とし、土砂及び雨水の流出を防止します。

申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第2種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）それでは、整理番号1番、2番3番を一括で説明させていただきます。整理番号3番 [REDACTED] これは狭い場所ではありますが、下草がありました。

それ以外の、[REDACTED]、[REDACTED] は耕運状態でありまして、概ね適正に管理されていると認められました。この場所は、転用可能な農地であります、転用に当たっては、近隣農地の営農に対する配慮、もしくは対策が十分に行われるのであれば、転用もやむを得ないだろうと3班としては判断いたしました。以上御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めていきます。ただ今より、参考人に議場に入っています。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請がありました、[REDACTED]、地積合計1,827平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[REDACTED]君）[REDACTED]の[REDACTED]と申します。弊社は[REDACTED]にて県央地区中心に不動産業を営んでおります。主に賃貸管理業です。今回、譲受人（[REDACTED]様）・譲渡人（[REDACTED]様・[REDACTED]様・[REDACTED]様）から委任を受け、[REDACTED]土地の5条申請の手続きを致しました。本日は宜しくお願い致します。

- 1 転用を行う理由と、この土地を選定した理由について転用理由は、今回譲受人である[REDACTED]

[REDACTED]が、今後、研究開発のスペース・エリアの拡張、開発部門の集約、カスタマー・サポート機能の拡充を目的として、新たに新研究棟およびカスタマー・サポート棟の新設を計画している。そのため、建設予定地にある既存の駐車場を閉鎖せざるをえず、従業員の駐車場確保が急務であり、周辺の土地を探していたところ、譲渡人の[REDACTED]様、[REDACTED]様、[REDACTED]様より土地をお貸し頂けるとのことで、農地転用、整地完了後に駐車場として使用できるよう申請をしました。

2 土地利用計画及び施設概要について、縦5m、横2.5mの駐車場を60台分程確保する予定です。区画については、トラロープで仕切る予定です。

3 転用計画と周辺への防除対策等について、駐車場内砂利敷きで、ブロック擁壁で囲います。又、敷地南側全面は、周辺へ雨水U字溝・集水枠より流入管を経由し、浸透施設にて雨水処理をすることで、周辺へ被害が無い様対策します。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は約2ヶ月間です。工程は準備・仮設工、擁壁工、排水工、搬入盛土工・排水工、碎石路盤工、区画ロープ工、片付けの順で行います。安全対策として、工事車両は全て申請地敷地内に置きまして、工事は全て申請地内で行います。施工会社の[REDACTED]様の責任の下、安全面には十分に気を付けて工事を行ってまいります。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況、西側耕作地は、所有者へ事前に工事案内を行い、了承を得るものとし耕作への影響。また、被害等を出さぬよう工事中は常に、十分な配慮を徹底するものとします。

6 施設の管理計画について、除草作業や近隣への配慮等の管理全体は、[REDACTED]が管理を行います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）聞き漏らしましたが、隣接西側の方に説明がされたとおっしゃったか、説明する予定ですか。

○参考人（[REDACTED]君）予定となります。ただし事前に該当地の土地で今回該当地の土地で、農業委員会さんのほうに農転を出すというような流れは、お話をさせていただいています。

○10番（栗原 良晴君）分かりました。それから、もう一つですが、この申請地の、南側

の東西に綾瀬市の市道が通っているんですが、この市道近隣の農家の方が営農のために、結構使う道なんです。転用する際に市道のところの境界線のところのブロックは、もう、いわゆる道と、敷地とのぎりぎりのところにロープが含まれてしまう予定ですか。

○参考人 ([] 君) その辺は、事前にちょっとお伺いしていたんで、十分配慮をして、なるべく、ぎりぎりにはならないような形をとろうかなとちょっと今、工事業者さんとは相談をしております。そのような回答しかできないです。

○10番 (栗原 良晴君) ブロックが積まれて出来上がった状況が、きっちり示しててるわけじゃないんですが、先ほど申しましたようにあそこは、近隣の方々が、いろんな大型を含めて使う道ですので、積まれてしまうと例えば反対側の農家の方とかは、不便を感じるかなという気がいたします。そのところをどれだけ配慮いただけるかというのは、重要なというか、極端の話、ぎりぎりにしてしまうと、これこの移転して、駐車場作られると困ってしまうことに、なりかねないと思いますので、最初に質問しましたように、近隣の方々に説明して、こういう形でつくりますということは、よく理解といいますか、納得をしていただいた上で、工事をしていただかないと困るなというふうに思いますが、そこは、配慮をいただけるというふうに考えて良いでしょうか。

○参考人 ([] 君) これから、工事業者さんと打合せをさせていただきまして、配慮させていただける対応をとっていきたいと思います。

○10番 (栗原 良晴君) 分かりました。

○議長 (古塩 貞夫君) 第2地区 内藤推進委員

○第2地区 (内藤 昭宏君) これはもうあくまでお願いというか、要望になってしまふんですが、今のお話の続きというか、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。本来であれば、今、当該地の南側の幅員、官地ですね、道路でいうと昔からもう本当に畠道、農道というのは綾瀬市にないんですけども、それに準ずるような細い幅員の道路ですね、それに対してですね、早川在住なのでここ通りを、いろんなトラックやトラクター、トラクターという機械を御存じかわかりませんが、また今時のトラクターは大分大型化していくと、個々の農家さんで持っている機械はばらばらで、一定ではないですが、普通にトラクターの後ろにはロータリーという作業機が付いています。その作業機の幅が、小さいトラクターだと、1メーター40幅、1メーター60幅、若干大きくなっていくと、それがメーター180幅、190幅位の物まであります。その辺の機械が通行をさせていただきたい。逆にこれから言ったら、別に、譲受人の []さんは御遠慮される必要も、法的な

義務もないのかもしれません。だけど、あの場所で、■さんという会社が立地をされて、お仕事を中でされている、社会性というかですね、地域性をぜひ御考慮いただいた上で、今言ったような部分の機械が通るということを、ぜひ御配慮いただけたら、地域の方々は大変うれしいかなと思います。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは工事に当たりまして今の要望と、質問のことについてよく考慮していただきたいと思います。

質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。

以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）整理番号1、本件について地元委員として説明いたします。2月18日、現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。申請地は譲渡人が耕作されておりません。後継者もなく、■歳で高齢になり、農業経営が難しくなったため、転用して土地活用を図りたいとのことです。地元委員としては農地が減少することは、残念な思いですが家庭の状況、近隣の営農への被害防止措置がとられていること。第2種農地に該当し転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。

次に、10ページ、整理番2です。申請地は、数年前に祖父から相続したものを、譲渡人の父親が耕作しておりますが、父親も■歳と高齢になり、譲渡人自身も農業経験のないことから、転用して土地活用を図りたいとのことです。地元委員としては農地の減少することは、残念な思いですが、家庭の状況、近隣の営農への被害防止措置がとられていること、第2種農地に該当し転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。

次に、12ページ、整理番号3、申請地が道路拡張に伴った残りの畠で、面積は■平方メートルと狭いため耕作に適さず、譲渡人が単身赴任となり、農業経営が難しくなったため、

転用して土地活用を図りたいということです。地元委員としては、農地が減少することは、残念な思いです。家庭の状況、近隣の営農への被害防止措置がとられていること、第2種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。

皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）5条申請の1番から3番までの資料の訂正をする必要があると思いますが、それはこの3議案、3件ですね、賃貸借権の設定っていうことになっているので、申請人の欄の、譲渡人、譲受人ではなく、貸貸人、賃借人と今までされているので、これは訂正する必要があると思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（田中総括副主幹）橘川委員のおっしゃる通りですが、譲渡人、譲受人の表示は、過去の資料を確認し記載しました。修正が必要であれば、訂正したいと思います。

○議長（古塩 貞夫君）橘川委員

○11番（橘川 利一君）後の議案の中に、よく見ていただければそのような表現を事務局使いされているのに、これだけが違う表面、どうなんでしょうか。

それと、過去の資料も見た中で、そうなっているので、ちょっと御指摘して、会の前にも話をしているけど、そのまま進めているんで今確認をしています。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（青山次長）ご指摘ありがとうございます。本件につきましては、これまでこういう形で記載させていただいたんですけども、今後、内容に沿った形で資料を適切に対応してまいりたいと思っています。内容については、橘川委員の御指摘のとおり、貸貸人、賃借人と書くべきものというふうに現在考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）橘川委員

○11番（橘川 利一君）22ページ、後の議案で事務局はそのような設定でしているんですね。今までそうとなったんですけど、今後、これから賃借権の設定で、貸貸人と賃借人と表現をされているんじゃないですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（青山次長）御指摘のところですが、利用集積という事で、こちら土地の貸貸の利用集積でございます。5条の申請は譲渡ということもあり得るので、賃貸借譲渡という

事で、両方ケースが考えられると思います。資料の書き方としては、譲渡の場合は譲渡人、譲受人、賃貸の場合は、賃貸人、賃借人というような形で、今後資料を適切な記載を考えております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。続いて、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。続いて、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第7号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号10番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号10番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積2,485平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目
畠、地積1,934平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定
期間は、令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。利用目的は露地野菜、
設定初年は令和5年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市
街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、15ページの案内図をご参照
願います。貸人は250日農業従事しておりますが、所有する農地の8割弱を貸し付けてお

り、今回新たに貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積の 2,485 平方メートルは、全て自作の畑で管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び父の計 2 名、従事日数は 150 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）農申請地現地は耕運状態でありまして、適正に管理をされておりました。只今、事務局から説明がありましたように、使用借人は、利用集積計画に基づく借人としての主要件を満たしておりますので、3 班としては、新たな案件ではありますが、利用集積は問題ないと判断いたしました。御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）本日、審議がなされます、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 10 番から 19 番まで、全ての案件につきまして、2 月 17 日第 3 班に同行させていただき、現地調査を行ったことを御報告させていただきます。

それでは整理番号 10 番につきまして、現地の状況ですが、耕運状態できれいに管理がされておりました。また、使用借人ですが、居住が ■ ということで、表記がございますけれども、当該地の西側に父の実家がありまして、そこを拠点に管理を行っていくとのことでございますので、管理は十分出来るものと考えます。

以上のことを鑑みまして、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 10 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 11 番についてを議題といたします。本件につきましては、██████████ 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

(██████████ 委員退席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、██████████ 委員が退席されました。現在の委員数は ████████ です。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 11 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 4,098 平方メートル、申請地は ████████ 外 3 筆、地目田、地積合計 1,519 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は水稻、設定初年は令和 5 年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。

場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。申請地は使用貸人は 60 日農業従事しておりますが、今回新たに貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の使用借人の状況でございますが、██████████ 年齢は █歳、耕作面積の 4,098 平方メートルは、全て利用集積による畑で管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、田植え機、コンバイン等を保有しております。農業従事者は、██████████ 計 5 名で、従事日数は 150 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）本件、申請地を拝見しました。耕運状態であります。きれいに有効に管理されていました。3 班としましては、新規案件ではありますが、利用集積に問題がないという判断いたしました。御審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。[REDACTED]

[REDACTED]
○[REDACTED]地区（[REDACTED]君）整理番号11番につきまして、現地の状況は第3班代表委員の方が、述べられたとおりでございます。きれいな耕運状態でした。また、利用目的水稻とございますが、具体的には飼料米をつくられるところでございます。また、[REDACTED]のほうも、[REDACTED]が5名いらっしゃるということで、十分管理が可能と考えます。以上のことを見まして、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号11番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（[REDACTED]委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、[REDACTED]委員が着席されました。現在の委員数は、委員13名、推進委員3名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号12番、13番は申請人であります使用借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは一括して審議をいたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号12番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積1,487平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目畠、地積955平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和5

年5月1日から令和8年4月30日までの3年間です。

利用目的は露地野菜、設定初年は平成29年、通算3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。

場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。

続きまして、総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号13番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED]、地目畠、地積532平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年5月1日から令和8年4月30日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成29年で、通算3回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、21ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED]歳、耕作面積の1,487平方メートルは全て利用集積による畠で管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は150日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）整理番号12番の [REDACTED] でございますが、ここには現在、玉葱、ネギ、大根等が作付けされておりました。整理番号13番の [REDACTED]、こちらには、カリフラワー、キャベツが作付けされていましたが、収穫後か何かちょっと微妙なところですが、いずれにしても作付されておりまして、両方とも適正に管理されていることを確認いたしました。したがいまして、本件、利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）それでは、整理番号12番、13番について、意見を述べさせていただきます。現地の状況は、第3班の代表の委員の方が述べられたとおりでございます。適正に農地として管理がなされていて確認が出来ております。

また、本件につきましては、設定初年が12番13番、ともに平成29年今回で3回目の利用集積計画、ということで、過去に何ら問題がないことを鑑み、整理番号12番、13番共に農用地利用集積計画の決定は、継続は妥当であると考えます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願ひします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号12番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

続いて、整理番号13番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書22ページ、23ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番でございます。

申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積5,049.15平方メートル、申請地は[REDACTED]外1筆、地目畠、地積合計1,063平方メートルでございます。

利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成8年、通算10回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につき

ましては、23ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は200日農業従事をしてございますが、所有する農地の6割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の貸借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の5,049.15平方メートルは、自作の畑2,995.15平方メートル、利用集積による畑2,054平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機4台等を保有しております、農業従事者は、本人及び妻、母の計3名で、従事日数は300日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第3班の代表の委員より報告を願います。

○10番（栗原 良晴君）整理番号14番の申請地につきましては、耕運状態でありまして、維持管理されておりました。今回の利用集積の継続については、問題ないと判断いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号14番につきまして、現地の状況は耕運状態で適正に管理がなされておりました。こちらも、今回、10回目の計画の継続ということで、過去に特に問題ないことから、こちらについても、農用地利用集積計画の決定は妥当であるというふうに考えます。皆様の御審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号14番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。長時間になりましたので、ここで暫時休憩したいと思います。

10時40分から

10時50分まで

○議長（古塩 貞夫君）再開します。それでは、農用地利用集積計画決定事案、整理番号15番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書24ページ、25ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号15番でございます。

申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積8,414平方メートル、申請地は[REDACTED]、地目畠、地積991平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成26年、通算4回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は200日農業従事をしてございますが、所有する農地の6割弱を貸し付けており、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED]歳、耕作面積の8,414平方メートルは、自作の畠3,664平方メートル、利用集積による畠4,750平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の計2名で、従事日数は250日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）申請地の状況でございますが、下草が生えておりますが、これからの耕作に備えた耕運の準備中の状況でございます。農地として、通常の管理はなされていないと認められました。従いまして、利用集積に問題はないと第3班として判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号15番、現地の状況ですが、耕運の準備中であると判断をいたしました。また、賃借人は主に、直売の主に大変熱心に農業に取り組んでおられ

るということも、お伺いいたしましたので、特に問題はないものと考えます。

以上のことから、農用地利用集積計画の決定は妥当であると考えます。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 15 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号 16 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 16 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 14,224.82 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畠、地積 987 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 23 年、通算 5 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 14,224.82 平方メートルは、自作の畠 3,830.82 平方メートル、利用集積による畠 10,394 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター 2 台、防除機 6 台等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻、母の計 3 名で、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認してい

ただいている第3班の代表の委員より報告を願います。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）現地は、ブロックの収穫後と見られますが、耕運状態でありまして、適正に管理されておりました。利用集積継続については問題ないと、第3班として判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号16番につきまして、現地はブロックの収穫後耕運状態でございます。今回5回目の継続ということでございます。ですから、使用借人が、正確に適正に農地を管理されていることが伺えました。このことにより、農用地利用集積計画の決定は、妥当であると考えます。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。事務局

○事務局（青山次長）ただいまですね、1使用借人の、防除機農機具6台とご説明いたしましたが、正しくは4台の誤りであります。失礼いたしました。

○議長（古塩 貞夫君）意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号16番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく農用地利用集積計画決定事案、整理番号17番についてを議題といたしますが、本件につきましては、[REDACTED] 委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

[REDACTED] 委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[REDACTED] 委員が退席されました。現在の委員数は [REDACTED] です。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書28ページ、29ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 17 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 23,398 平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畠、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 29 年、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、29 ページの案内図をご参照願います。

また貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 23,398 平方メートルは、自作の田 3,761 平方メートル、自作の畠 9,736 平方メートル、利用集積による畠 9,901 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター 2 台、防除機 3 台等を保有しており、農業従事者は、本人及び妻、父母の計 4 名で、従事日数は 300 日です。

以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）整理番号 17 番の申請地につきまして、現状耕運状態で適正に管理されておりました。従いまして、利用集積の継続に問題がないと判断しました。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。[REDACTED]

○ [REDACTED] ([REDACTED] 君) 本件につきまして、2 月 17 日、事務局の鈴木さんと現地の確認をさせていただきましたので報告します。申請地の [REDACTED] を確認したところ、若干草が生えていましたが、耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。推進委員といましましては、農用地利用集積の決定について問題がないと判断しました。皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 21 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

（[REDACTED] 委員 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、[REDACTED] 委員が着席されました。現在の委員数は、委員 13 名、推進委員 3 名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 18 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 30 ページ、31 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 18 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 17,462.16 平方メートル、申請地は [REDACTED] 外 2 筆、登記地目田、現況地目畠、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 8 年、通算 10 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、31 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は市外遠方に在住し耕作が困難なため、引き続き貸付を行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 17,462.16 平方メートルは自作の田 2,251.16 平方メートル、自作の畠 13,229 平方メートル、利用集積による畠 1,982 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機 2 台、トラクター 2 台、防除機 3 台等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の計 2 名で、従事日数は 250 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）整理番号 18 番の申請地の状況について報告いたします。[REDACTED] の一

部に、大根、チングン菜、ホウレンソウ等の作付されていました。それ以外の場所については、耕運状態でありまして、適正に管理されておりました。従いまして、利用集積の継続に問題がないと判断しました。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第2地区 内藤推進委員

○第2地区（内藤 昭宏君）整理番号18番につきまして、現地の状況は一部に大根、チングンサイ等が作付されております。あの部分は、耕運状態でございました。大変きれいに耕運されております。現地の状況を考えまして、特に問題ないものと考え、農用地利用集積計画の決定は妥当であると考えます。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号18番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号19番についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書32ページ、33ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号19番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積16,600.75平方メートル、申請地は [REDACTED]、地目畠、地積991平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和2年、通算2回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、33ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は ■歳、耕作面積の 16,600.75 平方メートルは自作の樹園地 5,432.75 平方メートル、利用集積による畑 9,162 平方メートル、利用集積による樹園地 2,006 平方メートルで管理する農地に遊休農地はございません。

農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名で、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 3 班の代表の委員より報告を願います。10 番 栗原委員

○10 番（栗原 良晴君）申請地の状況は、耕運状態でありまして、適正に管理されておりました。利用集積の継続に問題ないと第 3 班として判断いたしました。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 2 地区 内藤推進委員

○第 2 地区（内藤 昭宏君）整理番号 19 番につきまして、現地の状況は、耕運状態でございます。また、今回、2 回目の継続ということでございますが、使用借人は適正に農地を管理されています。以上のことを鑑み、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 23 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、報告第 1 号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）日程第 5 号報告第 1 号、専決処分等についてでございます。

それでは議案書の34ページをご覧ください。

本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が2件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が1件ございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

はじめに、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号1番、2番の2件でございます。転用の内容は、整理番号1番につきましては共同住宅で、整理番号2番につきましては住宅型老人ホームで、地積合計4,240平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

続きまして、35ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号1番の1件でございます。転用の内容は、住宅敷地で、地積311平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に議案書の36ページ、37ページをご覧ください。2の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。整理番号1番から5番の5件でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があつたものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に38ページをご覧ください。3の「農地改良届出処分」整理番号1番の1件でございます。この届出でございますが、農地法第4条又は第5条に規定する農地転用以外に農地の所有者又は耕作者が農地の盛土又は掘削をする農地改良について、面積が10a以内、盛土の高さ又は掘削の深さが1m以内、期間が3か月以内である要件をすべて具備する場合は、農業委員会へ届出することとなっております。申請人、申請地は記載のとおりです。農地改良理由でございますが、農薬散布による土焼けした黒土を搬出し、赤土を搬入し土壤改良を行いたいとのことでございます。施工業者及び工事期間は、記載のとおりでございます。場所につきましては、39ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塙 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし
たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塙 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第1号、専決処分等についてを終わります。

次に 38 ページをご覧ください。3 の「農地改良届出処分」整理番号 1 番の 1 件でございます。この届出ございますが、農地法第 4 条又は第 5 条に規定する農地転用以外に農地の所有者又は耕作者が農地の盛土又は掘削をする農地改良について、面積が 10 a 以内、盛土の高さ又は掘削の深さが 1m 以内、期間が 3 か月以内である要件をすべて具備する場合は、農業委員会へ届出することとなっております。申請人、申請地は記載のとおりです。農地改良理由でございますが、農薬散布による土焼けした黒土を搬出し、赤土を搬入し土壤改良を行いたいとのことでございます。施工業者及び工事期間は、記載のとおりでございます。場所につきましては、39 ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし
たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 1 号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第 32 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

11 時 14 分 閉会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

多田 平雄 

綾瀬市農業委員会委員

比留川 晴雄 

